

2 モニタリングについて

工事中及び供用後の環境管理を適切に行うことを目的に、事業者の自主的な取組みとして表 2-1 に示す工事期間中のモニタリングを実施し、結果について公表していく。

なお、事業開始後に本事業に係る環境影響について、新たに対応すべき点が生じた場合には、モニタリング調査についても、必要に応じて項目や地点数を追加するなどの検討を行っていく。

表 2-1 モニタリングの計画

調査項目	調査地域・地点の考え方	調査期間の考え方	調査方法
地域交通（交通混雑、交通安全）	資材及び機械の運搬に用いる車両の主要なルート（法対象条例評価書の予測地点を基本とする他、発生土運搬に伴い新たに必要となるルート沿道の学校・住宅等に配慮した地点を含む）	各地区の工事用車両台数が最大となる時期に1日実施（平日昼間12時間）	自動車交通量、歩行者交通量、自転車交通量、滞留長、渋滞長及び信号現示の観測の実施 大型車については、車両の走行状況に応じて、大型車の車種区分をダンプカー、牽引車、その他の大型車などに分類した交通量の観測の実施

資材及び機械の運搬に用いる車両の主要なルートに追加や変更があった場合には、必要に応じて調査地点の追加や変更を行う。

なお、工事中のモニタリングの結果により、必要に応じて追加的な環境保全のため措置の検討を行う。

モニタリングの具体的な内容については、事業の詳細な計画の進捗にあわせて順次決定していくことになるが、モニタリングの結果については、川崎市の意見を勘案したうえで公表を行う。